

第1回 被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会 議事概要について

1. 検討会の概要

日時：平成25年10月23日(水) 15:30～17:00

場所：合同庁舎5号館3階 特別会議室

出席者：室崎座長 飯沼、重川、杉原、田近、野田 各委員

西村内閣府副大臣、日原統括官、尾崎参事官、北村補佐、杉山補佐、
石切山補佐

オブザーバー：全国知事会、財団法人 都道府県会館

2. 議事概要

議事及び資料の公開については、座長提案により、各委員に自由に発言いただきたいとの趣旨から、検討そのものは非公開とし、特段の理由がない限りは、後日、議事概要と資料を原則公開とすることが出席委員一致で決定された。

事務局より、検討の趣旨、主な検討課題、今後の進め方等について説明を行い、その内容について了承頂いた。また、被災者の住まいの在り方については別にワーキンググループを設置して検討することとなった。その後、被災者支援に係る制度の概要について説明を行い、各委員によるフリートーキングを行った。

<主な意見等>

- 災害救助法、被災者生活再建支援法等の様々な制度がからまっており、全体の立て直しが必要と認識している。
- 最終的には国と自治体の役割分担論等についても議論する必要がある。
- ワーキンググループはハード面を中心に検討いただき、その意見聴収を踏まえ、本検討会では支援制度等のソフト面も含めた全体を検討するものと理解する。
- 公的支援策は実効可能性が担保されていなければならない。資金面の確保

や公平や提供が課題となる。例えば、震災後の被害認定調査や住宅の応急修理制度の事務手続きは、自治体にとって膨大な作業量となるため、適正・公平な対応ができない懸念がある。

- 支援対象とならない被災者が気の毒であることは心情として理解するが、公的資金を使う以上、ばらまきであってはならない。
- 真にニーズを有する人に的確に有効にお金が届くスキームを検討する必要がある。そのためにも、公的な介入をしなくても。民間保険や民間賃貸住宅等の民間市場を有効活用することも重要である。
- 戦後の国が何でも支援するという思想ではなく、現在の国力や国民の資力の状況にあった思想で考えるべきである。
- 住まいの再建となると高齢者も重要なターゲットになると思う。ナショナルミニマムの保障で、災害時に特別なニーズを持つ人たちに配慮したニーズ把握をすることが重要だと考える。
- 東日本大震災の経験を踏まえると、制度が壁になって動けなくなることも多かったのではないかな。また、制度に伴う財源や人材の不足などが復旧・復興を進める際の障壁となった。
- 喫緊の課題として、今後の災害への備えは重要であるが、一方で 100 年後の災害も見据える必要があり、時期にあわせて適切な制度設計が必要である。
- 自治体職員も被災することを考え、制度を構築するだけではなく、現場がいざというときに動ける体制の構築が重要であり、研修等にも力をいれるべきである。
- 今回の議論では、災害救助法の内容にまで踏み込んだ検討を行うべきではないか。
- 東日本大震災では、都道府県会館が基金を運営し、国が 2 分の 1 を補助するという本来の運用ができなかったことを踏まえ、首都直下地震等の大規模災害時の被災者支援の在り方を想定した議論をする必要がある。

- 他委員の意見とも重複するが、公的な制度だけではなく、民間保険でカバーできる範囲についても検討すべきである。竜巻災害であれば火災保険でカバーできると考える。
- 社会保障改革では1年間で2,200億円を削減することが大問題となったのに対し、東日本大震災に係る被災者生活再建支援制度がわずか4,000億円程度の支出だったという捉え方であってはならない。
- 「大規模災害を被災者生活再建支援法の支援対象とし、それ以外の小規模災害については地方自治体が単独で給付を行い、その場合には国が特別交付税を措置する」との考え方は分かるが、一方で財源を総務省から内閣府に移したうえで、すべての災害を同法の支援対象とすることも考えられないわけではない。
- 南海トラフや首都直下地震の際に、被災者生活再建支援金がどの程度の額となるのかを試算しておくことは必要である。
- 民間保険や住宅共済等を一層普及し、大規模災害時には不足する部分を国が拠出することについて考えるべきである。